

# 宮崎県ハンドボール協会 登録者倫理規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本協会の登録者（指導者、審判員、競技者、役員）の責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らし逸脱する行為を行うことにより、他から疑惑や不信を招き、批判を受けることのないよう、あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、注意を喚起することを目的として定める。

(登録者の責務)

第2条 登録者は、日本ハンドボール協会（以下、「上部団体」という。）の定めた諸規定や決定事項を遵守し、登録規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいた他の範となるよう行動し、ハンドボールの健全な普及及び発展に努めなければならない。

## 第2章 禁止行為

(禁止事項)

第3条 次に掲げる行為を禁止する。

- (1) セクシャルハラスメント、暴言、暴力行為、個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること
- (2) フェアプレーの精神に明らかに違反すること
- (3) 競技における不正を期待して、役員、審判員、相手チーム関係者等との間で金品を授受することはもとより、事前に接触すること
- (4) 選手の進路に関わる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部を行うこと
- (5) 選手の勧誘、入部に関連し、当事者（競技者、保護者、指導者）間において社会通念上良識を超える金品を授受すること
- (6) その他著しくスポーツマンシップ精神に反する行為を行うこと

## 第3章 処分

(処分規定)

第4条 第3条の禁止事項に違反した場合、指導者、審判員、競技者にあつては、競技会等への出場の一定期間の停止等、上部団体の処分規定に準ずる。ただし、違反の事実が当事者の故意ではなく軽微な場合は注意又は警告にとどめる。

- 2 処分は理事会において決定するものとし、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるとともに、必要に応じコンプライアンス委員会の意見を聞かなければならない。

付則

1. この規程は、令和 3年 4月 4日より施行する。